

平成 20 年 5 月 14 日

国税庁徴収部徴収課
通達改正担当 御中

社団法人 信 託 協 会

「国税徴収法基本通達」の一部改正（案）に関する意見について

標記につきまして、下記のとおり意見を取りまとめましたので、何卒、ご高配を賜りま
すようお願い申し上げます。

記

1	該当箇所	第 3 4 条関係 1 5 (1 1)
	意見等	「委託者および受託者が信託の終了について合意したとき。」を「委託者および受益者が信託の終了について合意したとき。」と修文すべきである。
	理由	信託法第 1 6 4 条第 1 項の規定と異なるため。
2	該当箇所	第 3 4 条関係 1 7 なお書き
	意見等	「成立していた国税に限られない」とあるが、具体的な内容について明示すべきである。
	理由	国税徴収法第 3 4 条 2 項では、「...清算受託者...に課されるべき、又はその清算受託者が納付すべき...」とあり、平成 1 9 年版『改正税法のすべて』P 6 9 4 (国税通則法の解説 (受託者の納付義務の承継)) において、「課されるべき国税」とは、納付義務は成立しているものの未だ具体的に確定していない国税を、「納付すべき国税」は、すでに納税義務が確定しているものの未だ納付又は源泉徴収がされていない国税をいう」と解説されていて、当該記載はこの内容と異なるため。
3	該当箇所	第 4 7 条関係 6 7 (3)
	意見等	「...発行する旨の定めのある信託 (受益証券発行信託) について、受益権を差し押さえる場合は、」を「...発行する旨の定めのある信託 (受益証券発行信託) のうち受益証券を発行する受益権について、受益権を差し押さえる場合は、」と修文すべきである。
	理由	受益証券発行信託の信託行為において、特定の内容の受益権については発行しない旨を定めることを妨げない (信託法第 1 8 5 条第 2 項) が、信託の変更によって受益証券を発行しない旨の定めを変更することはできず (同法同条 3 項) 斯かる受益権について受益証券を発行することはできない。よって、同法同条 2 項の規定により、受益証券を発行しない受益権の差押については、(1) 若しくは (2) の規定によると解されるため。

以上